

問題6

[問 1] 2003年2月10日、東京地方裁判所は、原告が被告に対して、2003年6月10日に被告が原告に対して行った行為が違法であると主張し、損害賠償を請求する訴訟を提起した。被告は、原告の主張が事実と異なることを主張し、原告の請求を棄却する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として控訴した。控訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として上訴した。上訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。

2003年10月10日、東京地方裁判所は、原告が被告に対して、2003年11月10日に被告が原告に対して行った行為が違法であると主張し、損害賠償を請求する訴訟を提起した。被告は、原告の主張が事実と異なることを主張し、原告の請求を棄却する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として控訴した。控訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として上訴した。上訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。

原告は、この判決を不服として上訴したか?

[問 2] 原告は、被告に対して、Aという権利を10年間行使し、Bという権利を行使し、Cという権利を行使した。Aという権利は、被告に対して行使された。Bという権利は、被告に対して行使された。Cという権利は、被告に対して行使された。原告は、被告に対して、Aという権利を行使したことを主張し、損害賠償を請求する訴訟を提起した。被告は、原告の主張が事実と異なることを主張し、原告の請求を棄却する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として控訴した。控訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。原告は、この判決を不服として上訴した。上訴審は、被告の主張が事実と異なることを認め、原告の請求を認容する旨の判決を下した。

Aという権利は、被告に対して行使されたか?

- (1) 原告は、被告に対して、Aという権利を行使した。
- (2) 原告は、被告に対して、Bという権利を行使した。被告は、原告に対して、Aという権利を行使した。被告は、原告に対して、Cという権利を行使した。
- (3) 原告は、被告に対して、Aという権利を行使した。被告は、原告に対して、Bという権利を行使した。被告は、原告に対して、Cという権利を行使した。

原告は、被告に対して、Aという権利を行使したか?

[参考文献]

- 2009. 9. 24. 2009年15602号
- 2003. 5. 16. 2003年14959, 14966号
- 2002. 10. 25. 2000年63110号
- 2003. 12. 26. 2001年46730号
- 1999. 9. 7. 99年30534号